

京都大学大学院薬学研究科規程

[昭和 28 年 4 月 7 日達示第 11 号制定]

第 1 専攻

第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

薬科学専攻

薬学専攻

医薬創成情報科学専攻

第 2 入学

第 2 条 入学手続及び入学者選抜方法は、薬学研究科会議（以下「研究科会議」という。）

で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第 3 条 入学候補者の決定は、研究科会議で行う。

第 3 転学、転科及び転専攻

第 4 条 通則第 40 条第 1 項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で、転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第 4 授業、研究指導及び学修方法

第 5 条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第 6 条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第 7 条 学生は、履修する科目を定め、所定の期日までに届け出なければならない。

第 8 条 通則第 44 条第 1 項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに薬学研究科長に願い出なければならない。

第 9 条 通則第 45 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可がある。

2 通則第 45 条第 3 項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可がある。

3 通則第 46 条第 1 項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可がある。

4 前 3 項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第 10 条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程、博士後期課程又は博士課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

一 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部

二 前 2 条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部

三 通則第 46 条の 2 第 1 項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15

条において準用する大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部

第 5 試験

第 11 条 科目の試験の期日及び方法は、研究科会議で定める。

第 6 論文の審査、課程修了の認定等

第 12 条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより研究科会議で行う。

第 13 条 修士課程、博士後期課程及び博士課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

第 14 条 通則第 57 条の規定により学位を得ようとする者は、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程又は博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することの確認を受けなければならない。

第 15 条 前条に規定する者に係る学識の確認には、専攻学術に関する試問のほか、外国語 2 か国語の試問を課する。ただし、外国語の試問については、研究科会議において特別の事情があると認めた場合は、1 か国語のみとすることができる。

- 2 前項の規定による試問は、筆答及び口頭により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。
- 3 前条に規定する者に係る博士論文の審査及び試験は、大学院の博士後期課程及び博士課程における論文の審査及び試験と同一の手続による。

第 16 条 本研究科の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者又は本研究科の博士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第 57 条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条第 1 項に規定する学識の確認のための試問を免除することができる。

第 7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、

特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第 17 条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第 18 条 通則第 63 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻は、改正後の第 1 条の規定にかかわらず、平成 23 年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 26 日から施行し、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。